

A I デジタルドリル教材ソフトライセンス調達にかかる質問と回答

高槻市教育委員会事務局教育政策課

No	質問内容	回答
1	仕様書の(2)知的財産権の利用及び帰属 イ権利の帰属についてです。(イ) (ウ)の対象範囲は、「納品物内において」という理解で相違ないでしょうか？	ご認識の通りです。